



役場庁舎 消防庁舎建設

住民説明会

令和4年3月1日（火）・・・蛇浦公民館

3月2日（水）・・・中央公民館

3月3日（木）・・・桑畑公民館

3月4日（金）・・・下風呂公民館



目次

1. 移転整備の必要性
2. 移転建設候補地の選定・比較検討
3. 移転建設候補地の比較検討の結果 ～易国間古野地区高台～
4. 風間浦中学校校舎の活用検討(参考資料)
5. 移転建設場所
6. 基本整備方針
7. 庁舎等の配置(案)
8. 事業計画スケジュール(予定)

1. 移転整備の必要性



役場庁舎 昭和11年建設(築85年)



消防庁舎 昭和48年建設(築49年)

津波浸水想定 最大7.5 m

1. 移転整備の必要性



- ① 役場庁舎、消防庁舎ともに、築年数の経過に伴い老朽化による建物や各設備の劣化が著しく、利便性が悪くなっている。
- ② 津波浸水想定区域内（浸水深最大7.5m）に建っているため、庁舎自体が倒壊の恐れがあるとともに、災害時の防災拠点としての機能が十分に備えられているか危惧されている。
- ③ 現庁舎は高齢化社会に対応できていないバリアフリー問題がある。
- ④ 本庁舎とげんきかんの行政機能が分散化しており、村民に不便を与えている。



課題を解決するため、新庁舎移転整備が必要

村長より風間浦村庁舎等建設検討委員会へ
「建設候補地」について諮問

2. 移転建設候補地の選定・比較検討

風間浦村管内図

村内4ヶ所を建設候補地として検討

① 蛇浦地区高台

(旧蛇浦小学校周辺～沢ノ黒地区)

② 易国間地区高台

(古野地区高台)

③ 旧易国間小学校跡地

④ 下風呂地区高台

(滝ノ上～旧下風呂小学校)

2. 移転建設候補地の選定・比較検討

建設候補地の基本条件

1. 津波等自然災害の被害を最小限に留めることができること
2. 住民の利便性を確保すること
3. 将来の財政に大きな負担にならないような整備ができること

① 蛇浦地区高台

メリット

- ・ 高台にあるため津波による影響は少ない

デメリット

- ・ 村中心部から遠く利便性に欠ける
- ・ 国道からのアクセス道路の幅員が狭く急勾配であり、道路新設・改良が必要
- ・ 用地取得、調査等に係る費用がかかる

2. 移転建設候補地の選定・比較検討

② 易国間古野地区高台

メリット

- ・ 高台にあるため津波による影響は少ない
- ・ 公共施設（小・中学校、保育所、運動場等）が集合し、利便性が良い

デメリット

- ・ 用地取得、造成工事費、調査等（測量・設計、地質）の費用が発生する
- ・ 易国間側国道からのアクセス道路が急勾配で冬期間の積雪・道路凍結が問題
- ・ 蛇浦側国道からのアクセス道路も冬期間の積雪・道路凍結が問題

2. 移転建設候補地の選定・比較検討

③ 旧易国間小学校跡地

メリット

- ・役場・消防等の施設をまとめて整備可能な敷地面積を確保できる
- ・村の中心部に位置しており国道279号線からも近く利便性が高い
- ・跡地利用のため、造成工事費、測量・設計・地質・土地収用法などの調査等に係る費用が軽減できる
- ・村有地のため、用地買収の必要が無い
- ・体育館は改修済みのため、各種イベントや交流空間としても有効活用できる

デメリット

- ・旧校舎の解体費用が発生する
- ・令和2年4月内閣府発表の日本海溝巨大地震モデルにおいて津波浸水想定区域となる

→令和元年度まで建設候補地として進めてきたが、津波浸水想定区域内(浸水深 最大 5.5m)に入ったため移転先の見直しを余儀なくされた。

2. 移転建設候補地の選定・比較検討

④ 旧下風呂小学校跡地

メリット

- ・ 高台にあるため津波による影響は少ない
- ・ グラウンドを利用する場合は造成工事費、調査等に要する費用は軽減できる

デメリット

- ・ 村中心部から遠く利便性に欠ける
- ・ 国道からのアクセス道路が急勾配で、冬期間の積雪及び路面凍結の問題がある

3. 移転建設候補地の比較検討の結果

風間浦村庁舎等建設検討委員会から村長へ 「建設候補地」について答申

〔建設候補地〕 ② 易国間古野地区高台を選定する

- 〔提言事項〕
1. 住民の利便性対策
 2. 道路環境対策
 3. 防災対策
 4. 財政への配慮
 5. 環境に配慮した庁舎
 6. 住民説明会の開催

3. 移転建設候補地の比較検討の結果

易国間古野地区高台で決定し、A案・B案・C案の3ヶ所を選定

易国間
古野地区高台



3. 移転建設候補地の比較検討の結果

易国間
古野地区高台

A案（野球場北西の民有地）

メリット

- ・ アクセス道路幅が9 mあるため、道路の拡幅の必要がない
- ・ 国道が近く、救急・消防の緊急車両が一早く出動できる
- ・ 地権者が少なく、また、耕作地でもないことから用地交渉が難しくはない
- ・ 土地の広さを確保できるため、大規模災害時の駐車場や避難スペース、来訪者・職員駐車場、野球場の駐車場、学校関係行事での駐車場としての計画が可能であるとともに、将来計画（公共的施設や商業施設等の集約化）もできる
- ・ 野球場側、国道側の両方からのアクセスが良い
- ・ 遺跡調査関係：県文化財保護課の現地確認の結果、試掘調査の必要はない

デメリット

- ・ 流水処理、土地に高低差があるので整地にも事業費を要する

3. 移転建設候補地の比較検討の結果

易国間
古野地区高台

B案(小学校周辺の民有地)

メリット

- ・ 易国間側からのアクセスが近く利便性が高い

デメリット

- ・ アクセス道路の拡幅が必要だが、困難ではないか
- ・ 農地があるため、耕作者からの理解を得られるか
- ・ 土地に高低差があるため、整地に事業費を要する
- ・ 用地買収にあたり、相続登記に時間を要する
- ・ 遺跡調査関係：試掘調査を実施することが望ましい。試掘調査で遺跡が発見されれば本調査対象となり、期間と事業費を要する。

3. 移転建設候補地の比較検討の結果

易国間
古野地区高台

C案(憩いの森公園)

メリット

- ・村有地のため用地買収を最小限に留めることができる

デメリット

- ・スポーツ公園敷地全体の奥側になるため、国道から遠く、消防・救急の緊急車両が出動に時間を要するとともに、村民の利便性にも欠ける
- ・アクセス道路の拡幅が必要だが、困難ではないか
- ・スポーツ公園であり、村民の憩いの場として整備した公園であるため、利用者からの理解を得られるか
- ・土地に高低差があるので整地に事業費を要する
- ・遺跡調査が必要である

4. 風間浦中学校舎の活用検討(参考資料)

〔風間浦中学校舎の活用〕

風間浦中学校舎の活用について

- ① 現状、空き教室がほとんど無い。
- ② 大規模修繕や改修など建物に変更を加えると構造計算及び確認申請が必要となる。
- ③ 役場の場合は排煙規定が適用されるため、排煙規定厳守のためには不適合部分の改修が必要。
- ④ 平成25年に制定された省エネ基準以前の建物であること、及び学校建築であることから玄関の開口部が広いなど断熱性に問題があるため、そのまま使用した場合、暖房費が現行基準の平均的な建物と比較して2～3倍かかることが予想される。

また、現在の風間浦中学校舎は昭和61年竣工から約35年間使用している建物であり、役場庁舎として使用するには相応の改修が必要であるとともに、耐用年数50年を考えると15年後には更なる改修が必要になる恐れがある。

このような検討結果から、風間浦中学校を役場庁舎として使用することは不適合であると考えております。

5. 移転建設場所

移転建設場所

野球場北西の民有地

(図面 A 案) を選定

6. 基本整備方針

村民とともに新たな時代に向けてチャレンジする庁舎 ～村民の豊かな暮らしと安心のために～

利便性

- ・分散する庁舎の集約化、来庁時の交通関係の改善、誰にも利用しやすい施設
- ・公共施設や商業施設等の集約化の将来計画
- ・柔軟性のある庁舎
- ・コミュニティバスの運行により村民の利便性確保
- ・職場環境の改善

災害対応・危機管理

- ・令和3年8月豪雨災害から得られた教訓の活用
- ・避難場所として機能する防災拠点
- ・災害対策本部の設置、機能強化、災害時の議会・行政の業務継続性の強化
- ・役場と消防の連携強化

基本整備方針

- ・村民に身近で開かれた議会・行政
- ・村民が集いやすい、利用しやすい施設
- ・日常的な防災教育、情報発信の強化

まちづくり・協働

- ・環境に配慮した庁舎
- ・ライフサイクルコストの最適化
- ・再生可能エネルギーの活用

持続可能性・環境配慮

7. 庁舎等の配置（案）



参考配置案で説明いたします

敷地全体

- ・敷地全体が斜面であり、消防庁舎が配置されている北側が一番低く、次に役場庁舎が配置されている真ん中、駐車場がある南側が一番高い。
- ・敷地を3段に分ける配置、2段に分ける配置と検討して、2段に分けた方が平坦な部分が大きく使い勝手が良いが、土木工事にかかる費用が増大する見込みであり、令和4年度に実施予定の造成設計、地質調査等の際に検討し、2段にするか3段にするかを決定する。

庁舎等の配置

〔消防庁舎〕救急や消防の緊急車両が一早く出動できるように、国道に一番近い北側に配置。

〔役場庁舎〕特に災害時に役場と消防の連係体制確保のため、消防庁舎に近い位置に配置。

8. 事業計画スケジュール(予定)

[令和3年度] 庁舎等整備事業基本構想策定

[令和4年度] 測量調査、地質調査(試験堀)、造成・排水路設計、
建築(役場庁舎・消防庁舎)に係る基本設計

[令和5年度] 地質調査(本調査、ボーリング)、土地造成工事、
建築(役場庁舎・消防庁舎)に係る実施設計

[令和6年度・令和7年度] 役場庁舎・消防庁舎建築工事

[令和7年度] 事業完了

あくまでも予定であり、社会情勢、財政状況等により前後する場合がある